

# コミュニケーションマイスター講座 受講契約書

甲：（株）グッドコミュニケーション（代表者 野口敏）と

乙：受講者\_\_\_\_\_とは、

乙が、甲の提供するコミュニケーションマイスター養成講座（以下、本講座という）を受講するにあたり、以下のとおり本受講契約を締結する。

## （定義）

1. 本契約において、次の各号に掲げる各用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 本講座

甲が提供するコミュニケーション方法を教える方法を受講者に教授する講座であってコミュニケーションマイスター養成講座

### (2) ベーシック講座

本講座のうち、コミュニケーション方法を教えるための基礎的、基本的な方法を教授する講座

### (3) マイスター講座

本講座のうち、ベーシック講座を受講しその受講内容を習得したと甲が判断した者に甲が提供する、コミュニケーション方法を教えるためのより発展的、応用的な方法を教授する講座

### (4) コミュニケーションマイスター

マイスター講座において一定以上の評価認定を受けた受講生でコミュニケーションマイスター協会に属する者に与えられる称号

### (5) コミュニケーションマイスター協会

コミュニケーションマイスターの称号を有する者を会員とする、甲主催の任意団体

## （受講契約等）

2. 乙は、ベーシック講座の継続的な受講を申込み、甲はこれを承諾し乙にベーシック講座を提供する。

2.乙は、ベーシック講座の受講を完了し、甲が認めた場合にはマイスター講座の受講を申し込む資格を得るものとする。

3.前項の資格を得た乙が、別途甲の指定する申込書に必要事項を記載して甲に提出することで、マイスター講座受講にかかる受講契約が成立したものとする。当該受講契約にも本契約の以下の条項が適用されるものとする。

## （受講料）

3. 乙は、講座の開始日の前日までに下記口座に所定の受講料を振り込まなければならない。なお、ベーシック講座については、第1回目の体験レッスン後第2回目のレッスン開始の日を、講座の開始日とする。

2.前項の受講料の支払いがない場合、本契約は何らの手続を経ることなく、解約されたも

のとみなし、乙は講座を受講することができない。

- 3.乙は、ベーシック講座の受講料を支払って後、初めての受講の日（体験レッスンを含まない）より14日後までは、ベーシック講座の受講をキャンセルすることができる。また講座受講開始後（体験レッスンは含まない）21日以内ならば、受講料の50%を返還する。甲は、キャンセルの申出受領後、受講料から振込料等返還に要する費用を控除した額を乙に返還する。
- 4.マイスター講座はキャンセルすることはできず、また受講のキャンセルその他いかなる理由によっても甲は乙に対し受領した受講料を返還する義務を負わない。ただし、甲の都合その他甲の責に帰すべき事由によりマイスター講座を提供できなくなった場合にはこの限りでない。

#### （講座の提供）

- 4.甲は別紙講座シラバス（授業計画）に記載した内容の講座を提供する。ただし、甲における教授方法の見直しや工夫、受講生の習得状況その他により、その内容を変更することができる。
- 2.乙の事情により講座を受講できない回があった場合、乙は以下のいずれかの方法によりその回の講座を受講することができる。
  - (1) その回の講座の動画準備が整ってから7日以内に視聴する方法。なお、当該期間が経過した後、当該動画を視聴することはできない。
  - (2) 受講できなかった日を起点として1年以内に同じ講座が開催された場合、その講座を振替受講する方法。ただし、乙は1年以内に同一講座を開催する義務を負うものではない。
- 3.乙は、甲に対して申し込むことにより、別紙講座シラバスに記載された個人ミーティングを受けることができる。その日程等については事前に甲乙間で別途調整して定めるものとする。なお、個人ミーティングは、初受講の日から6カ月以内に実施されるものとし、同期間内における個人ミーティングの申込がされることなく、当該期間が経過した場合、乙は個人ミーティングを受ける権利を失うものとする。

#### （評価）

- 5.乙がマイスター講座の受講を完了した場合、甲は乙による本講座の習得度その他を総合的に考慮して、甲の独自の基準により、0から6個の「☆」印の数によって習得レベルの認定を行う。「☆」印は、その数が多いほど高評価とする。
- 2.前項により、乙が1個以上の「☆」印の認定を受けた場合、自動的にコミュニケーションマイスター協会の会員資格を取得する。

#### （コミュニケーションマイスター協会）

- 6.前条第2項によってコミュニケーションマイスター協会の会員資格は、認定の日から6か月間有効とする。同期間経過後も1年ごとに甲の定める所定の手続きをし、所定の年会費を支払うことにより、乙は会員資格を継続することができるものとする。
- 2.甲は乙が前項による会員資格を有する場合、乙にコミュニケーションマイスターの称号を付与する。
- 3.第1項に基づき会員資格の継続をしなかった場合、乙はその会員資格を喪失する。
- 4.乙がコミュニケーションマイスター協会の名誉を汚すような行為を行った場合、甲は何らの手続きを経ることなく、乙の会員資格を剥奪することができる。

- 5.乙は、会員資格を有することなく（前項によって剥奪された場合を含む）、自らが甲の認定に基づくコミュニケーションマイスターであることを第三者に対し表明、示唆してはならない。
- 6.甲は、甲のウェブページ（以下「甲ウェブページ」という）上のコミュニケーションマイスター協会に関するウェブページにおいて、乙が会員資格を有する間、乙をコミュニケーションマイスター協会の会員であるコミュニケーションマイスターとして記載する。
- 7.乙は、甲の定めに従い、甲ウェブページに乙のホームページへのリンクを掲載するよう求めることができる。ただし、乙は甲に対し、甲の定める掲載料を支払わなければならない。

（無保証）

7. 甲は、本契約に基づき甲が提供するものに関し、本講座により得られるスキル、能力等及びその有用性、社会的評価、商業的・事業的な可能性その他について、いかなる保証もしない。

（コミュニケーションスキルの指導等）

8. 乙は、コミュニケーションマイスター協会の会員資格を有することを条件として、コミュニケーションマイスターであることを示して、第三者にコミュニケーションスキルの指導をすることができる。ただし、その指導は乙自らの責任において実施するものとし、第三者との間で紛争等の問題が発生した場合乙が自ら解決し甲にいかなる迷惑もかけず、責任の負担もさせてはならない。
- 2.乙は、前項の指導に際して、予め甲に届け出ることにより、甲又はコミュニケーションマイスター協会認定のテキスト、講座名を使用することができる。なお、乙が受講する第三者にテキストを交付する場合は、甲から別途必要数量のテキストを購入しなければならない。

（著作権等）

9. 乙は、本契約で利用を許諾されていない限り、本講座の内容、使用テキストその他の著作物にかかる著作権その他甲に帰属する一切の知的財産権を侵害してはならない。
- 2.乙が前項の知的財産権を侵害した場合、損害の発生の有無にかかわらず、金100万円を支払わなければならない。ただし、本項は、甲にこれ以上の損害が発生した場合にその賠償の請求を妨げるものではない。

（出版等の支援）

- 10.乙がコミュニケーションスキルに関連して出版を含む事業を意図する場合、甲は乙からの希望があった場合、甲は各種支援、相談等のサービスを提供することがある。ただし、料金その他の条件は別途甲乙間で協議して定める。

（通知等）

- 11.甲は、本契約において甲が定める手続、金額その他の事項については、甲のウェブページにおいて掲載することにより、乙に通知するものとする。通知の内容については、掲載時をもって乙に到達したものとみなす。

（契約期間）

12. 本契約は、乙による本講座の受講の終了またはコミュニケーションマイスター協会の会員資格喪失日のいずれか遅い日から10年間効力を有する。  
以後、双方から異議の出ない場合、本契約は一年ごとに自動的に更新する。

(損害賠償)

13. 甲又は乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えたときには、違反した当事者は、損害を被った相手方に対してその損害を賠償するものとする。

(反社会的勢力の排除)

14. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (4) 本契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
    - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(管轄裁判所)

15. 甲及び乙は、本契約に関して発生した紛争にかかる裁判については、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

16. 甲と乙とは、本契約の内容、履行その他本契約に関する事項につき、疑義、紛争が生じたときには、互いに誠意をもって協議しこれを解決するように努める。

令和 年 月 日

甲

乙